

## 様式 1 公表されるべき事項

### 独立行政法人国立高等専門学校機構(法人番号8010105000820)の役職員の報酬・給与等について

#### I 役員報酬等について

##### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

###### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人は、国立の高等教育機関であり、役員報酬水準を検討するにあたって、同じく国立の高等教育機関である国立大学法人等の役員報酬水準及び国家公務員の給与水準を参考とした(以下参照)。

###### (1) 国立大学法人等の常勤役員の報酬

公表資料によれば、平成27年度の国立大学法人等の長の年間報酬額は17,996千円であり、理事については、14,294千円、監事については12,149千円である。公表対象年度についても、大幅な給与改定がなければ、同等の給与水準であることが推定される。

###### (2) 国家公務員の給与水準

公表資料によれば、事務次官年間報酬額は22,977千円である。

###### ② 平成28年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当機構役員給与規則で前年度の機構の業績評価を参考に、その者の勤務実績に応じて賞与(期末特別手当)を100分の10の範囲内で増減できるとしている。平成28年度においては、平成27年度の業績評価を参考にした結果、賞与の増減は行わないこととした。

###### ③ 役員報酬基準の内容及び平成28年度における改定内容

###### 法人の長

法人の長(理事長)の報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、当機構役員給与規則に則り、本給(965千円)(平成28年度における額)に、当機構教職員給与規則に準じて支給される地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、及び寒冷地手当を加算して算出している。期末特別手当についても、当機構役員給与規則に則り、期末特別手当基礎額(本給+地域手当+広域異動手当+(本給+地域手当+広域異動手当)×100分の20+本給×100分の25)に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額(文部科学大臣における前年度の機構の業績評価を参考に、その者の勤務実績に応じ、その得られた額の100分の10の範囲内で増減できる。)としている。

なお、平成28年度においては以下の改定を行った。

###### (1) 平成27年4月から実施されている給与制度の総合的見直しに基づく給与法の改正に準拠した改定内容

- ・地域手当について、一部地域の支給割合を0.5～0.75引き上げた。
- ・単身赴任手当について、基礎額を30千円に引き上げ、加算額の上限を70千円に引き上げた。

###### (2) 平成28年人事院勧告に基づく給与法の改定に準拠した改定内容

- ・期末特別手当の支給月数を年間0.1月引き上げた。

理事

理事の報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、当機構役員給与規則に則り、本給(761千円)(平成28年度における額)(職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合は、818千円)に、当機構教職員給与規則に準じて支給される地域手当、広域異動手当、通勤手当、兼任手当(校長を兼任する理事に限る。)及び寒冷地手当を加算して算出している。期末特別手当についても、当機構役員給与規則に則り、期末特別手当基礎額(本給+地域手当+広域異動手当+(本給+地域手当+広域異動手当)×100分の20+本給×100分の25)に、6月に支給する場合には100分の155、12月に支給する場合には100分の170を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額(文部科学大臣における前年度の機構の業績評価を参考に、その者の勤務実績応じ、その得られた額の100分の10の範囲内で増減できる。)としている。

なお、平成28年度においては以下の改定を行った。

- (1)平成27年4月から実施されている給与制度の総合的見直しに基づく給与法の改正に準拠した改定内容
  - ・地域手当について、一部地域の支給割合を0.5～0.75引き上げた。
  - ・単身赴任手当について、基礎額を30千円に引き上げ、加算額の上限を70千円に引き上げた。
- (2)平成28年人事院勧告に基づく給与法の改定に準拠した改定内容
  - ・期末特別手当の支給月数を年間0.1月引き上げた。

理事(非常勤)

理事(非常勤)の報酬支給基準は、当機構役員給与規則に則り、月額120千円と定めている。平成28年度における改定はない。

監事

監事の報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、当機構役員給与規則に則り、本給(706千円)(平成28年度における額)に、当機構教職員給与規則に準じて支給される地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当を加算して算出している。期末特別手当についても、当機構役員給与規則に則り、期末特別手当基礎額(本給+地域手当+広域異動手当+(本給+地域手当+広域異動手当)×100分の20+本給×100分の25)に、6月に支給する場合には100分の155、12月に支給する場合には100分の170を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額(文部科学大臣における前年度の機構の業績評価を参考に、その者の勤務実績応じ、その得られた額の100分の10の範囲内で増減できる。)としている。

なお、平成28年度においては以下の改定を行った。

- (1)平成27年4月から実施されている給与制度の総合的見直しに基づく給与法の改正に準拠した改定内容
  - ・地域手当について、一部地域の支給割合を0.5～0.75引き上げた。
  - ・単身赴任手当について、基礎額を30千円に引き上げ、加算額の上限を70千円に引き上げた。
- (2)平成28年人事院勧告に基づく給与法の改定に準拠した改定内容
  - ・期末特別手当の支給月数を年間0.1月引き上げた。

監事(非常勤)

監事(非常勤)の報酬支給基準は、当機構役員給与規則に則り、月額120千円と定めている。平成28年度における改定はない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成28年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	16,317	11,406	3,370	1,539 (地域手当)	4月1日		※
A理事	15,672	9,857	4,303	1,330 (地域手当) 180 (通勤手当)			◇
B理事	14,667	9,172	4,004	1,238 (地域手当) 252 (通勤手当)			
C理事	14,637	8,995	3,766	215 (地域手当) 503 (広域異動手当) 552 (単身赴任手当) 540 (兼任手当) 64 (寒冷地手当)	4月1日		
D理事	14,651	9,172	3,929	1,008 (地域手当) 540 (兼任手当)			
E理事	14,622	8,995	3,707	539 (広域異動手当) 840 (単身赴任手当) 540 (兼任手当)	4月1日		
F理事 (非常勤)	1,440	1,440					
A監事	13,114	8,344	3,643	1,126 (地域手当)	4月1日		※
B監事 (非常勤)	1,440	1,440					

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注3:「兼任手当」は校長を兼任する理事に支給するもの。

注4:総額、各内訳については端数処理のため、合計額は必ずしも一致しない。

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

##### 法人の長

当法人は、全国55カ所に国立高等専門学校（以下「高専」という。）を設置（現在は51校）すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的として、平成16年4月に設立された。

従前、単独で学校運営を行ってきた全国の高専は、法人化に伴って、各学校の特色を生かしつつ、法人としての統一的あるいは効率的な運営が求められることとなった。

その組織の中で、理事長は、就任前の学校経営者等の経験を活かして、高専における教育・研究環境をソフト・ハード両面において充実させ、また、全国の高専が1つの法人にまとめられたスケールメリットを活かして、戦略的かつ計画的な資源配分を行うなど、管理運営部門の合理化や教育の質の向上に向けた取組みを実施するリーダーシップや高いマネジメント能力が求められる。

理事長の年間報酬額は、16,317千円であり、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬52,860千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額22,977千円と比べてもそれ以下となっている。

また、同じく国立の高等教育機関である国立大学法人の長の報酬水準（平成27年度）は17,996千円であり、理事長の年間報酬額と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

##### 理事

当法人は、全国55カ所に国立高等専門学校（以下「高専」という。）を設置（現在は51校）すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的として、平成16年4月に設立された。

従前、単独で学校運営を行ってきた全国の高専は、法人化に伴って、各学校の特色を生かしつつ、法人としての統一的あるいは効率的な運営が求められることとなった。

その組織の中で、理事は、就任前の研究者、管理職等の経験、専門的知識を活かして、それぞれの担当分野を総括し、理事長を補佐するリーダーシップや高いマネジメント能力が求められる。

理事の年間報酬額は、14,849千円（5名の理事の平均）であり、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬52,860千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額22,977千円と比べてもそれ以下となっている。

また、同じく国立の高等教育機関である国立大学法人の理事の報酬水準（平成27年度）は14,294千円であり、理事の年間報酬額と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

## 理事(非常勤)

当法人は、全国55カ所に国立高等専門学校(以下「高専」という。)を設置(現在は51校)すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的として、平成16年4月に設立された。

従前、単独で学校運営を行ってきた全国の高専は、法人化に伴って、各学校の特色を生かしつつ、法人としての統一的あるいは効率的な運営が求められることとなった。

その組織の中で、理事(非常勤)は、就任前の研究者、管理職等の経験、専門的知識を活かして、担当分野を総括し、理事長を補佐するリーダーシップや高いマネジメント能力が求められる。

人数規模が同規模である民間企業の役員報酬は52,860千円であり、また、同じく国立の高等教育機関である国立大学法人の理事の報酬水準(平成27年度)は14,294千円である。

理事(非常勤)の報酬は、常勤の理事の報酬を基礎として、年間業務量を勘案して決定しており、同様の方法を用いれば、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬は7,708千円、国立大学法人の理事の報酬水準は2,084千円であり、理事(非常勤)の年間報酬額1,440千円を超えている。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

## 監事

独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)は、全国55カ所に国立高等専門学校(以下「高専」という。)を設置(現在は51校)すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的として、平成16年4月に設立された。

従前、単独で学校運営を行ってきた全国の高専は、法人化に伴って、各学校の特色を生かしつつ、法人としての統一的あるいは効率的な運営が求められることとなった。

その組織の中で、監事は、就任前の学校管理職、公認会計士等の経験、専門的知識を活かして、機構の業務が適正かつ効率的に行われるよう当法人を監査する職であり、リーダーシップや高い専門性が求められる。

監事の年間報酬額は、13,114千円であり、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬52,860千円と比較した場合、それ以下となっている。

また、同じく国立の高等教育機関である国立大学法人の監事の報酬水準(平成27年度)は12,149千円であり、監事の年間報酬額と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

## 監事(非常勤)

独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)は、全国55カ所に国立高等専門学校(以下「高専」という。)を設置(現在は51校)すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的として、平成16年4月に設立された。

従前、単独で学校運営を行ってきた全国の高専は、法人化に伴って、各学校の特色を生かしつつ、法人としての統一的あるいは効率的な運営が求められることとなった。

その組織の中で、監事(非常勤)は、就任前の学校管理職、公認会計士等の経験、専門的知識を活かして、機構の業務が適正かつ効率的に行われるよう当法人を監査する職であり、リーダーシップや高い専門性が求められる。

人数規模が同規模である民間企業の役員報酬は52,860千円であり、また、同じく国立の高等教育機関である国立大学法人の監事の報酬水準(平成27年度)は12,149千円である。

監事(非常勤)の報酬は、常勤の監事の報酬を基礎として、年間業務量を勘案して決定しており、同様の方法を用いれば、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬は8,149千円、国立大学監事の報酬水準は1,872千円であり、監事(非常勤)の年間報酬額1,440千円を超えている。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

## 【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や参考となる他法人との比較などを考慮すると法人の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成28年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	5,037	4	0	平成28年3月31日	1.0	※
理事	該当者なし					
理事 (非常勤)	該当者なし					
監事	該当者なし					
監事 (非常勤)	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	当該理事長の業績勘案率については、「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、在職期間の年度評価等を踏まえ、文部科学大臣が1.0と決定した。
理事	該当者なし
理事 (非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事 (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当機構役員給与規則で前年度の機構の業績評価を参考に、その者の勤務実績に応じて賞与(期末特別手当)を100分の10の範囲内で増減できることとしており、今後もその仕組みを継続する。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人は、国立の高等教育機関であり、事務・技術職員の給与水準を検討するにあたって、同じく国立の高等教育機関である国立大学法人等の職員及び国家公務員の給与水準のほか、民間職員の給与水準として平成28年職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(当法人約6,300人)・職種別平均給与額を参考とした(以下参照)。

##### (1) 国立大学法人等の職員の給与

公表資料によれば、平成27年度の国立大学法人等の職員の平均年間給与額は5,766千円である。

##### (2) 国家公務員の給与水準

公表資料によれば、平成28年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与額は410千円となっており、全職員の平均給与月額額は417千円となっている。

##### (3) 民間職員の給与水準

職種別民間給与実態調査において、当法人と同等の規模の企業の職員(大学卒・事務係員)平成28年4月の平均支給額は、354千円である。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、法人が発足した平成16年度から、勤務成績を考慮し、昇給、昇格及び勤勉手当の成績率を決定している。

賞与のうち査定支給分(勤勉手当)について、平成16年度は賞与のうち32.1%であったが、国家公務員の給与改定の動向も踏まえつつ査定支給分の拡大を行い、平成28年は38.6%まで拡大した。

#### ③ 給与制度の内容及び平成28年度における主な改定内容

当機構教職員給与規則に則り、本給及び諸手当(管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、専攻科長等手当、衛生管理者手当、教員特殊業務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び極地観測手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(本給+扶養手当+地域手当+広域異動手当)に6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じた得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(本給+地域手当+広域異動手当)に理事長が定める割合(勤務成績が標準の者で100分の82)を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じた得た額としている。

なお、平成28年度においては以下の改定を行った。

##### (1) 平成27年4月から実施されている給与制度の総合的見直しに基づく給与法の改正に準拠した改定内容

- ・地域手当について、一部地域の支給割合を0.5～0.75引き上げた。
- ・単身赴任手当について、基礎額を30千円に引き上げ、加算額の上限を70千円に引き上げた。

##### (2) 平成28年人事院勧告に基づく給与法の改定に準拠した改定内容

- ・本給月額を、平成28年4月1日に遡り、平均0.2%引き上げた。また、初任給については1,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行った。
- ・勤勉手当の支給月数を年間0.1月引き上げた。
- ・本給表の改定に伴い、対応する管理職手当の引き上げを行った。



## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 5,275	歳 45.9	千円 6,986	千円 5,081	千円 89	千円 1,905
事務・技術	人 1,844	歳 42.0	千円 5,475	千円 4,044	千円 96	千円 1,431
教育職種 (高等専門学校教員)	人 3,346	歳 48.0	千円 7,848	千円 5,673	千円 84	千円 2,175
技能・労務職種	人 3	歳 55.8	千円 5,099	千円 3,749	千円 44	千円 1,350
海事職種(一)	人 15	歳 44.4	千円 6,517	千円 4,785	千円 160	千円 1,732
海事職種(二)	人 23	歳 36.5	千円 4,966	千円 3,732	千円 154	千円 1,234
医療職種 (看護師)	人 41	歳 49.7	千円 5,599	千円 4,106	千円 84	千円 1,493
指定職員	人 3	歳 66.5	千円 13,515	千円 9,946	千円 212	千円 3,569

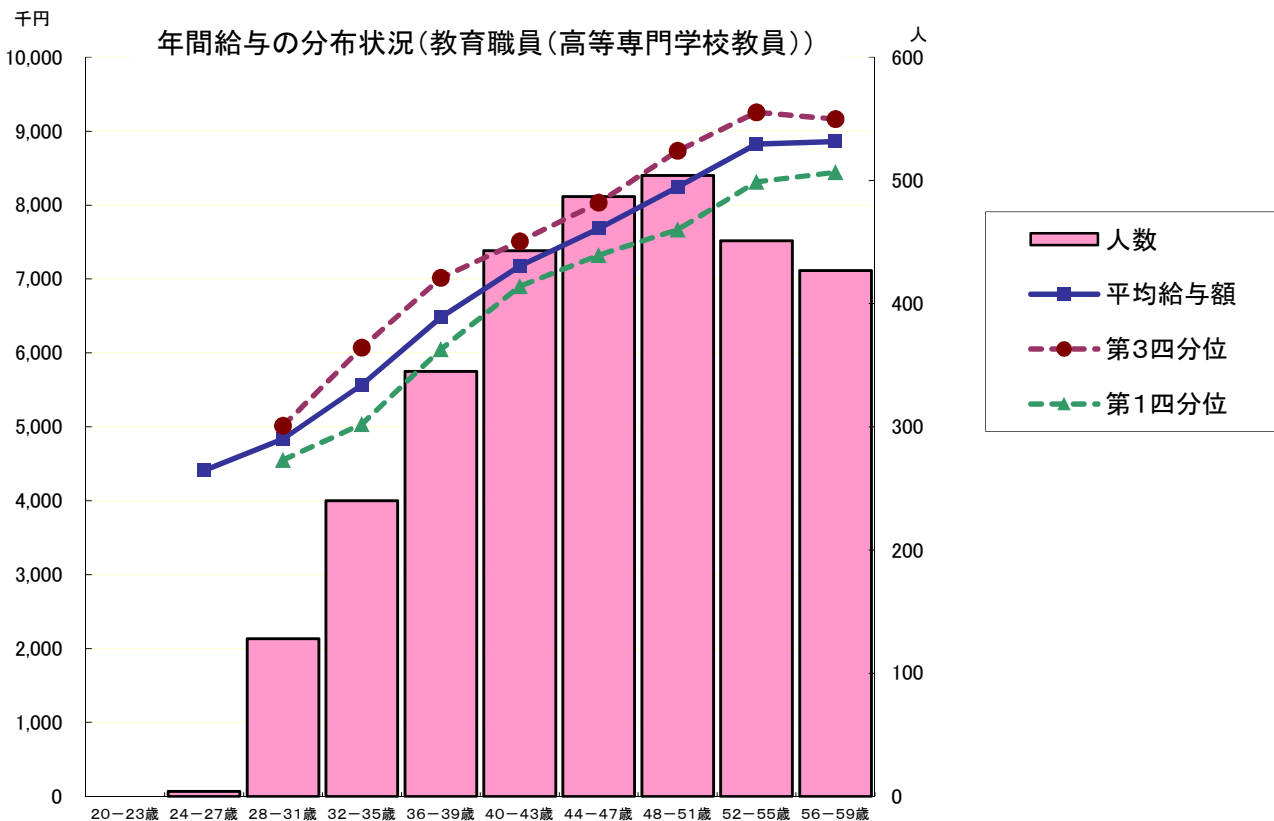
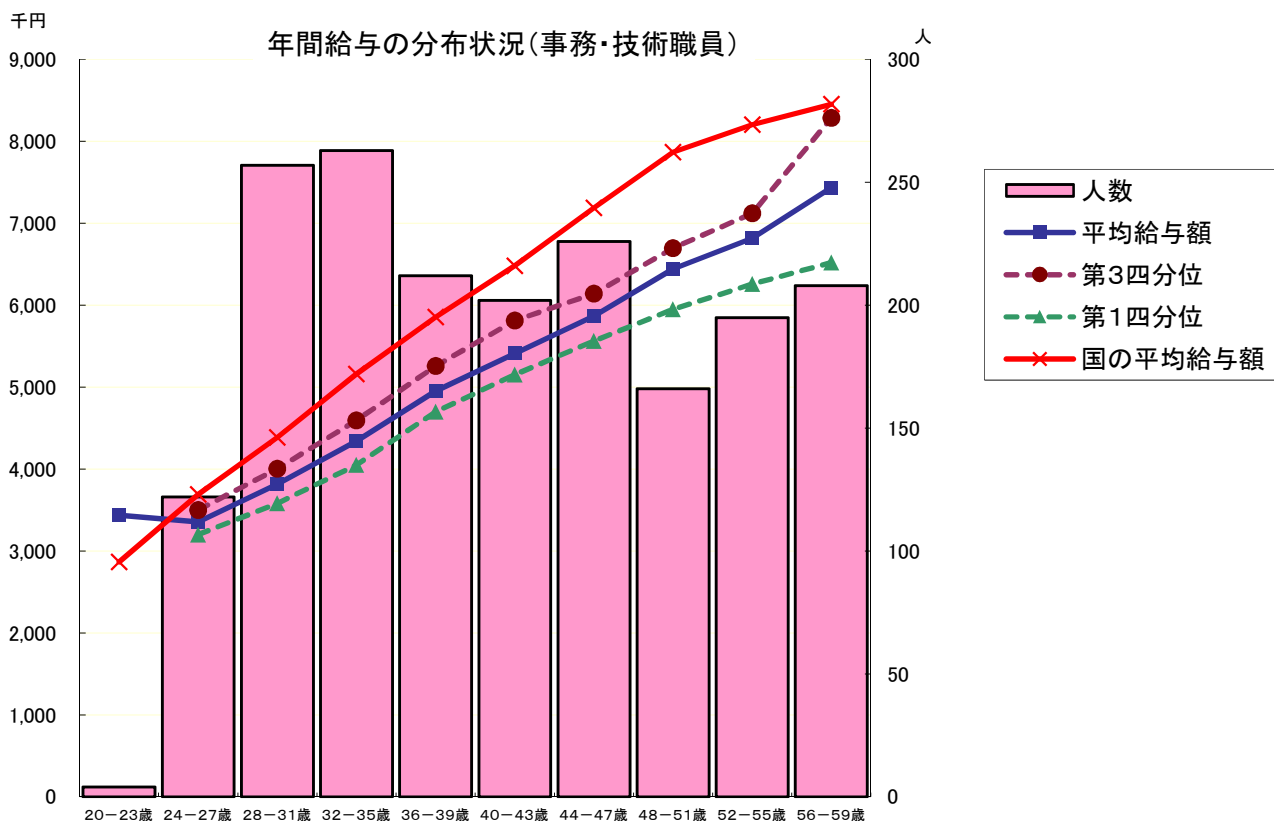
任期付職員	人 22	歳 35.7	千円 4,423	千円 3,297	千円 76	千円 1,126
事務・技術	人 11	歳 36.8	千円 3,777	千円 2,826	千円 130	千円 951
教育職種 (高等専門学校教員)	人 11	歳 34.6	千円 5,069	千円 3,768	千円 21	千円 1,301

再任用職員	人 20	歳 63.9	千円 3,913	千円 3,265	千円 89	千円 648
事務・技術	人 8	歳 62.9	千円 3,316	千円 2,767	千円 80	千円 549
教育職種 (高等専門学校教員)	人 11	歳 64.6	千円 4,402	千円 3,673	千円 103	千円 729
海事職種(二)	人 1	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

非常勤職員	人 36	歳 50.2	千円 4,696	千円 3,489	千円 87	千円 1,207
事務・技術	人 21	歳 50.1	千円 3,454	千円 2,583	千円 73	千円 871
教育職種 (高等専門学校教員)	人 14	歳 49.4	千円 6,632	千円 4,900	千円 112	千円 1,732
技能・労務職種	人 1	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

- 注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
- 注2:常勤職員のうち、研究職種、医療職種(栄養士)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため省略した。
- 注3:区分中の「在外職員」については該当者がいないため省略した。
- 注4:任期付職員のうち、技能・労務職種、研究職種、医療職種は該当者がいないため省略した。
- 注5:再任用職員のうち、技能・労務職種、研究職種、医療職種は該当者がいないため省略した。
- 注6:非常勤職員のうち、研究職種、医療職種は該当者がいないため省略した。
- 注7:再任用職員の海事職種(二)、並びに非常勤職員の技能・労務職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。
- 注8:技能・労務職種とは、自動車運転手、用務員及びその他の労務に従事する職員を示す。
- 注9:海事職種(一)とは、船舶に乗り込む船長、航海士、機関長及び機関士を示す。
- 注10:海事職種(二)とは、船舶に乗り込む職員(海事職種(一)を除く。)を示す。
- 注11:指定職員とは、校長(教育職種(高等専門学校教員)を除く。)を示す。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(高等専門学校教員))〔任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:事務・技術職員の20～23歳及び教育職員(高等専門学校教員)の24～27歳の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1、第3分位線を表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(高等専門学校教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
本部事務局長	1	-	-	-
本部課長	4	50.3	8,920	-
本部課長補佐	8	49.6	7,353	7,714～6,959
本部係長	19	41.3	5,843	6,678～4,484
本部主任	14	36.8	4,993	5,678～3,975
本部係員	24	30.6	4,032	4,812～3,101
地方部長	38	58.0	9,644	11,683～8,407
地方課長	88	54.9	8,125	9,490～6,094
地方課長補佐	254	54.1	6,652	7,990～5,203
地方係長	686	44.7	5,626	7,433～3,564
地方主任	228	38.4	4,782	6,524～3,586
地方係員	491	30.3	3,778	5,456～2,914

注1:本部事務局長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下の項目を記載していない。

注2:本部事務局課長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額は平均のみを記載している。

(教育職員(高等専門学校教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
校長	37	64.1	11,603	13,239～8,692
教授	1,470	54.9	8,845	11,479～6,918
准教授	1,403	44.2	7,262	9,250～4,232
講師	213	37.2	5,881	8,173～4,229
助教	230	33.7	4,938	6,002～3,939
助手	4	43.0	5,597	-

注1:助手の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額は平均のみを記載している。

④ 賞与(平成28年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(高等専門学校教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.2	% 60.0	% 60.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.8	% 40.0	% 39.9
	最高～最低	% 52.7～33.0	% 50.0～33.7	% 50.7～35.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 60.0	% 60.3	% 60.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.0	% 39.7	% 39.9
	最高～最低	% 53.3～30.0	% 55.3～33.5	% 51.9～36.8

(教育職員(高等専門学校教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 56.8	% 57.6	% 57.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 43.2	% 42.4	% 42.8
	最高～最低	% 52.7～34.9	% 51.3～37.0	% 50.1～36.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 60.1	% 60.5	% 60.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.9	% 39.5	% 39.7
	最高～最低	% 52.1～29.6	% 50.9～33.6	% 51.5～35.6

### 3 給与水準の妥当性の検証等

#### ○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 84.5</li> <li>・年齢・地域勘案 92.2</li> <li>・年齢・学歴勘案 84.7</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 92.2</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>高専は地域手当の支給されない地域又は支給割合の低い勤務地に所在する学校が多いことや学校が小規模な組織で給与の高い管理職ポストが少ないこと、また、適用される本給表は国の同種の俸給表と同水準のものとなっており、国家公務員に比べ低い水準であるといえる。</p> <p>(主務大臣の検証結果)</p> <p>給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	事務・技術職員に適用される本給表は国の同種の俸給表と同水準のものとなっており、引き続き、適切な給与水準となるような取り組みを行うこととする。

#### ○参考指標

教育職員(高等専門学校教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 98.1

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(四)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成28年度の教育職員(高等専門学校教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

#### ○比較対象職員の状況

##### 事務・技術職員

常勤職員欄の事務・技術職員1,844人及び  
任期付職員欄の事務・技術職員11人 計1,855人  
1,855人の平均年齢41.9歳、平均年間給与額5,465千円

##### 教育職員(高等専門学校教員)

常勤職員欄の教育職員(高等専門学校教員)3,346人及び  
任期付職員欄の教育職員(高等専門学校教員)11人 計3,357人  
3,357人の平均年齢47.9歳、平均年間給与額7,838千円

#### 4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給、独身)  
月額178,200円 年間給与2,662,620円
- 35歳(本部係長、配偶者・子1人)  
月額321,773円 年間給与5,227,457円
- 45歳(本部課長補佐、配偶者・子2人)  
月額436,294円 年間給与7,031,140円

#### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当法人においては、法人が発足した平成16年度から、勤務成績を考慮し、昇給、昇格及び勤勉手当の成績率を決定しており、今後もその仕組みを継続する。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 43,727,188	千円 43,949,916	千円 43,826,936
退職手当支給額 (B)	千円 3,519,676	千円 4,290,288	千円 3,629,936
非常勤役職員等給与 (C)	千円 3,627,581	千円 3,567,201	千円 3,816,227
福利厚生費 (D)	千円 6,382,891	千円 6,742,878	千円 7,010,125
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 57,257,337	千円 58,550,283	千円 58,283,224

注：中期目標管理法人及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

#### 総人件費について参考となる事項

##### ①給与、報酬等支給額及び最広義人件費における主な増減要因

給与、報酬等支給総額について、平成27年度は43,949百万円であり、平成28年度は対前年度比で0.3%減となっている。また、最広義人件費については0.4%減となっている。これらの主な理由としては、平成28年の人事院勧告に準拠し、本給月額を増額改定及び勤勉手当・地域手当の支給割合の引き上げ等を実施したことによる給与等の増額、またそれに伴う福利厚生費の増額等があった一方で、新規採用の抑制による給与支給額の減があり、増減が相殺され、結果として最広義人件費が0.4%減となったと考えられる。

##### ②「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講ずることとした。

###### ○役員(平成25年1月1日から)

在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に乘じる割合を12.5/100から、12.5/100に87/100を乗じて得た割合に引き下げた。

なお、経過措置として、上記の12.5/100に乘じる割合を平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間においては98/100、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては92/100とした。

###### ○教職員(平成25年3月1日から)

20年以上の期間勤続して退職した者(傷病によらずその者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額に乘じる調整率を104/100から87/100に引き下げるとともに、調整率の適用対象に自己の都合による退職者又は勤続20年未満の退職者を含めることとした。

なお、経過措置として、上記の調整率を平成25年3月1日から平成25年9月30日までの間においては98/100と、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては92/100とした。

### Ⅳ その他

特になし